

建議書活動の成果

2018年9月現在

2009年度より始まったインド日本商工会による建議書の活動は、インド商工省のDIPPを窓口の問題解決に向けた地道な努力の継続によるものです。その結果、改善または動きが見られた項目は下記の通り。赤字記載の部分が2017年度の活動を通じた成果です。今後も、インド進出日系企業が抱える様々の問題の解決、ビジネス環境向上に向け、継続努力して参ります。

【社会保障】

- ✓ 二国間協定の早期締結に向け、両国政府間にて基本合意に至った
- ✓ PF(社会保障準備基金)の二重払い制度撤廃及び払い戻し規制が改善された

【ビザ関連】

- ✓ 就業ビザの期間を3年に延長
- ✓ 技術者短期滞在の場合の外国人登録不要へ
- ✓ Xビザの延長時、出生証明や婚姻証明など提出不要へ
- ✓ 第三国でのビザ取得要件の統一実現
- ✓ ツーリストビザのビザオンアライバル (VoA) が実施された
- ✓ ドルでの、VoAのビザ代の支払いが可能になった
- ✓ ツーリストビザの60日ルールが撤廃された(60日以内でも再入国可)
- ✓ 査証発行手続きの改善及び短縮化
- ✓ 滞在許可の有効期限延長

【Press Note1】

- ✓ 合弁立ち上げ時、既存合弁相手からのNOC(Non Objection Certificate)取付義務撤廃

【税制】

- ✓ 事前価格合意制度 (APA) の導入
- ✓ SEZ内企業へのMAT(Minimum Alternative Tax)適用除外検討開始
- ✓ 孫/子会社間DDT(Dividend Distribution Tax配当分配税)の二重課税排除
- ✓ SAD(Special Additional Duty)還付手続きの簡素化
- ✓ 物品・サービス税(GST)の導入に向けた国会手続き等の開始
- ✓ 通関後の国内一般関税地域内倉庫での最大小売価格(MRP)ステッカー添付の認可
- ✓ デジタルカメラ輸入関税撤廃
- ✓ 事前価格合意制度 (APA)に遡及効果(ロールバック)規定の導入
- ✓ 特別追加関税(SAD)の還付手続き改善
- ✓ 最低代替税 (MAT) 繰越期間延長

【政府調達におけるBill of Entry提出】

- ✓ プリンター等IT機器の政府調達における原価算出根拠 (Bill of Entry) の提出義務廃止につき、政府内にて協議開始

【物流】

- ✓ マニフェスト提出義務が、到着の24時間前から4時間前に変更
- ✓ 通関手続きのシングル・ウィンドウ化の前進、主要空港での通関手続き24時間化
- ✓ Special Valuation Branch (SVB)の認証取得手続きの改善
- ✓ SCOMETリストの改訂

【インフラ】

- ✓ バンガロール・チェンナイ間高速道路等の早期実現に向けた両国間の協力強化の確認
- ✓ チェンナイエンノール港の浚渫即時実施
- ✓ インド鉄道省から鉄道有効利用のため管理システムの具体的な提案提出要求
- ✓ バンガロール・チェンナイのインフラ改善に向け、チェンナイ日本商工会とタミルナド州政府との間で進捗確認等の対話が継続
- ✓ チェンナイ周辺道路・橋梁整備のうち、カマラジャール周辺がほぼ完成
- ✓ チェンナイ港のオペレーション改善
- ✓ NH-8の整備進捗
- ✓ ハリアナ・UP州間バイパスの工事進捗

【金融】(銀行・保険)

- ✓ 商用車賠償保険のMotor Pool制度の料率値上げ
- ✓ 外国銀行に対する優先貸出規制の緩和 (但し2015年4月の改定通じ新たな負荷発生)
- ✓ 邦銀の都市部での支店開設の認可
- ✓ 運転資金目的の対外商業借入の条件付認可
- ✓ 外銀支店の本支店借入規制の緩和
- ✓ 外銀支店に対するBasel流動性規制 (LCR)の単独通貨ではなく全通貨合算ベースでの適用
- ✓ 保険分野の外資規制の緩和 (FDI上限を26%から49%に引き上げ)
- ✓ 国営再保険会社への強制出再割合の縮小
- ✓ 対外商業借入 (ECB) 条件の一部緩和 (最低借入期間の短縮)
- ✓ 優先業種貸出規制の一部緩和

【手続】

- ✓ 中小企業進出支援 (シングルウィンドウの新設)
- ✓ 安全規制 (B I S) の内容の一部明瞭化
- ✓ 取締役の国内在住義務に関する規制の改善
- ✓ BIS認可規制の中古品に対する運用徹底 (税関における違法品の取締り)